

平成30年8月23日

碧南市職員の処分について

職員の懲戒処分を行ったので、碧南市職員の懲戒処分の公表基準に基づき、公表します。

処分に係る職員の所属、職及び年齢	市民病院薬剤部 薬剤師（59歳）
処分の内容	減給10分の1 1か月
処分の理由	<p>（概要） 職場で不適切な言動を繰り返し、職場の秩序を乱したため、再三、指導を行ったが改善されなかった。また、上司の命令（職務内容の指示）に従わなかった。</p> <p>（処分理由） 地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号（法令等の違反及び職務上の義務違反）に該当するものとして処分を行った。</p>
処分年月日	平成30年8月22日
	<p>【問合せ先】 碧南市総務部 秘書情報課 人事係 電話：0566-41-3311（内線 217） FAX：0566-41-6868 E-mail：jinji@city.hekinan.lg.jp</p>